

兵庫県地球温暖化防止活動推進員に関するよくある質問(Q&A)

1. 制度の概要について

No.	質問内容	回答
Q1	地球温暖化防止活動推進員とはどのような制度ですか。	地球温暖化防止対策を推進するためのボランティアとして、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第37条に基づき、兵庫県知事とその身分を委嘱するものです。(活動内容は、下記の2を参照)任期は3年間としており、現在第7期(H27.4.1～H30.3.31)の推進員の方が各地で活躍されています。
Q2	推進員の委嘱を受けるメリットはありますか。	推進員に委嘱されると、同じ志を持つ仲間と連携・協力しながら、地域住民の方に地球温暖化対策の重要性を広めたり、地域での環境関連イベントにスタッフとして参加し、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題に取り組む機会や地域間での交流が増加します。また、年に数回、推進員向けの研修会や交流会を開催しており、地球温暖化に関する幅広い知識を得られるとともに、仲間との交流が広がります。
Q3	誰でも推進員になれるのですか。	推進員の委嘱を受けるにはいくつか要件がありますが、特に重要なのは、地球温暖化防止活動の推進に対する熱意や、他の推進員と連携・協力した活動ができるコミュニケーション能力です。その他、県内居住、年齢要件等いくつか要件がありますので、ご不明な点があれば、兵庫県温暖化対策課までお問い合わせください。

2. 活動内容

No.	質問内容	回答
Q4	どのような活動をするのですか。	主な活動内容は、温対法第37条第2項に規定されています。具体的には、県内の各地域連絡会(県民局・県民センター単位)が行う活動を中心として、地域住民の方への普及啓発活動や、県、市町が行う環境関連事業への参加・協力などがあります。なお、グループで年に複数回活動を実施した場合、活動費の一部が助成される場合があります。
Q5	グループで活動する必要があるのですか。	実践的な普及啓発活動を行うためには、グループでの活動が必要であり、また、地域とのつながりが重要であることから、原則として上記の地域連絡会に属していただきます。ただし、広域にまたがり、かつ専門的な領域(うちエコ診断、再生可能エネルギー導入促進等)に特化した普及啓発活動を複数の推進員で行う予定がある場合は、県温暖化対策課にご相談ください。
Q6	啓発用機材や啓発グッズ等の貸出しはあるのですか。	啓発用機材(展示用パネル、映像機器等)については貸し出しできるものがあります。また、啓発グッズについても、一部配付できるものがありますので、いずれも兵庫県地球温暖化防止活動推進センター((公財)ひょうご環境創造協会内:Tel078-735-2738)にお問い合わせください。

兵庫県地球温暖化防止活動推進員に関するよくある質問(Q&A)

3. その他

No.	質問内容	回答
Q7	活動中に負傷した場合に備えて、保険に入った方がいいですか。	推進員の委嘱を受けた方は、ボランティア保険に加入していただきますが、事務手続き等は事務局が行いますので、費用負担や加入に際しての手続き等は不要です。
Q8	どこに問合せをすればよいですか。	推進員制度全般や委嘱に関することは兵庫県温暖化対策課に、普及啓発活動に関することは兵庫県地球温暖化防止活動推進センター(ひょうご環境創造協会内)にお問い合わせください。 兵庫県温暖化対策課 078-362-3284 兵庫県地球温暖化防止活動推進センター 078-735-2738